大切な人のために安心をかたちに。

とりぎんからのご提案

生命保険を活用して相続に備えることも有効な手段のひとつです。

生命保険なら

残すお金に「宛名」をつけられます

生命保険は、死亡保険金の受取人を決めておくことで、だれにそのお金を渡したいのかを決める効果があり、ひとつの保険契約のなかで、金額を分けて複数の受取人を指定することもできますよ。もちろん契約の途中で受取人を変更することも可能です。

なるほど。生命保険では、**残す側の希望通りにお金を渡すことができる**のね。

生命保険なら

すぐに使えるお金を確保できます

また、民法上、死亡保険金は相続財産ではなく、受取人の財産になりますので、遺産分割協議などで他の相続人に了解を得る必要はありません。

したがって、**被保険者が亡くなった時に、受取人による簡単な保険金請求手続きで確実・スムーズに、受け取ることができるんです。**

そういえば、知り合いから、ご家族が亡くなった時に葬儀費用の支払いをどうするか困ったことがあるという話を聞いたことがあるわ。

そうですね。遺産分割協議による合意が必要になる現金や預金を使うまでには、相当な時間がかかることもありますからね。

では、どんな生命保険を選べばよいのかしら。

相続ニーズに一番適しているのは、**一時払終身保険**です。

本当に大切な人にお金を残してあげたい

遺産相続の権利は法定相続人にしかありませんが、生命保険の受取人には、特段の制限はありません。したがって、自分にとって本当に大切だと思う人にお金を残すことができます。例えば、可愛いお孫さんや介護で本当にお世話になる方など、大切な人への想いもさまざまです。

一般的な一時払終身保険（定額型）

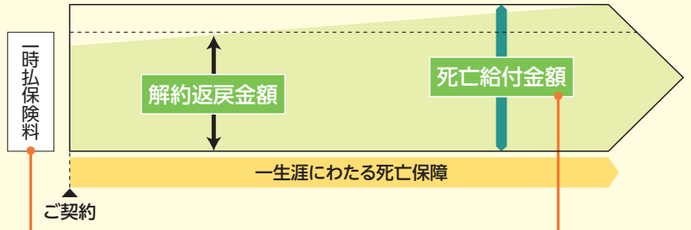

保険料の払込方法
保険料の払込方法は一時払となっておりますので、ご契約時に保険料を一括でお支払いいただきます。

解約返戻金について
- 契約時に解約返戻金の推移が確定します。
- 解約返戻金の額は契約時から一定期間（商品や被保険者の方の性別、年齢によって異なります）は一時払保険料相当額を下回ります。

生命保険として
保険期間中に被保険者が万一お亡くなりになった場合、死亡給付金をお受け取りになれます。

一括で保険料を支払うことで、一生涯の死亡保障が続く保険ですが、一定期間を経過すれば、中途解約しても解約返戻金が払い込んだ保険料を上回る商品もありますし、死亡保障に代えて、生前に年金で受け取ることを選択できる商品もあります。**自分が長生きすることに備えた運用の一環と考えることもできますね。**

それなら安心ね。家族の幸せや自分の老後のことを改めて考えてみる良い機会にもなるわね。

はい。**お金が「争族」のもとにならないように、生命保険で大切な人を「想続」することで、安心をかたちにしていただきたいと思います。**

保険商品の詳しい内容についても、とりぎんの各店窓口で承りますので、お気軽にご相談ください。

安心のまんなかにとりぎん

地域社会が本格的な高齢化時代を迎えようとするなか、とりぎんでは、皆さまの豊かなセカンドライフを応援させていただくため、シニア層向けの金融商品の拡充やコンサルティングサービスの強化を図っております。また、これまでもローカウンターの増設やAED（自動体外式除細動器）の全店配備、認知証サポーター、あいサポーター（障がい者サポーター）の養成など、高齢者や障がい者の皆さまにも安心してご来店いただける店づくりに努めてきましたが、なお一層のバリアフリー化を推進し、これからも地域の皆さまに信頼され、愛され続ける銀行を目指してまいります。